

陳情第71号	受理年月日	平成26年9月24日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	八幡東区祇園二丁目4-22 北九州市学童保育連絡協議会 会長 中田 一彦	
件名	学童保育の拡充について	
要旨	<p>1998年に学童保育が法制化され、2007年に、放課後子どもプランが施行され、同年策定された放課後児童クラブガイドラインでは、1クラブの規模を40人程度が望ましいとするなど、具体的な内容が示された。</p> <p>北九州市では2008年に、放課後児童対策の拡充で全児童化3ヵ年計画を発表の後、施設整備、71人以上の分割など施策の充実が図られ、2010年の元気発進！子どもプラン事業により、2013年には全児童化となった。</p> <p>しかし、全児童化に伴い大規模学童が増え、施設整備においては、2階建て施設のため、完全な分割ではなく、名簿上分割のクラブが多い状況である。指導員の労働時間は、1日5時間、週25時間年間総労働時間1,470時間となっているが、クラブの運営実態と合っていない。子供たちが学童保育で過ごす時間は、1年生から3年生の平均で1,650時間となり、指導員の勤務時間が現実には2,000時間を超えるクラブも多くある。</p> <p>こうした中、2012年8月に、子ども子育て関連三法が国会で可決され、2014年4月30日に国が省令として条例を定めるに当たって従うべき基準を発表し、指導員の資格、配置基準は、省令に定める基準に従うことになった。</p> <p>北九州市は、子ども・子育て会議の中で議論し、2014年9月議会で条例案を発表した。学童保育の最低基準を決めるにあたり、放課後の子供たちの安全・安心のため、次のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 放課後児童支援員を複数配置すること。</p>	

(続 く)

2 児童の集団の規模は40人以下を守ること。

3 障害のある子供が入所する場合、必要数の支援員を配置すること。  
また、支援員の配置基準は、子供の障害の種類、内容等によって加配すること。

4 支援員の資質向上の機会を保障し、研修のための条件整備をすること。

5 指導員の仕事は、子供の受け入れ、打ち合わせ等を含めての業務であり、平日の開所時間を5時間以上とすること。